検

「検査済証のない建築物にかかる指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」（平成26年7月国土交通省）に基づく建物の調査業務全般を行います

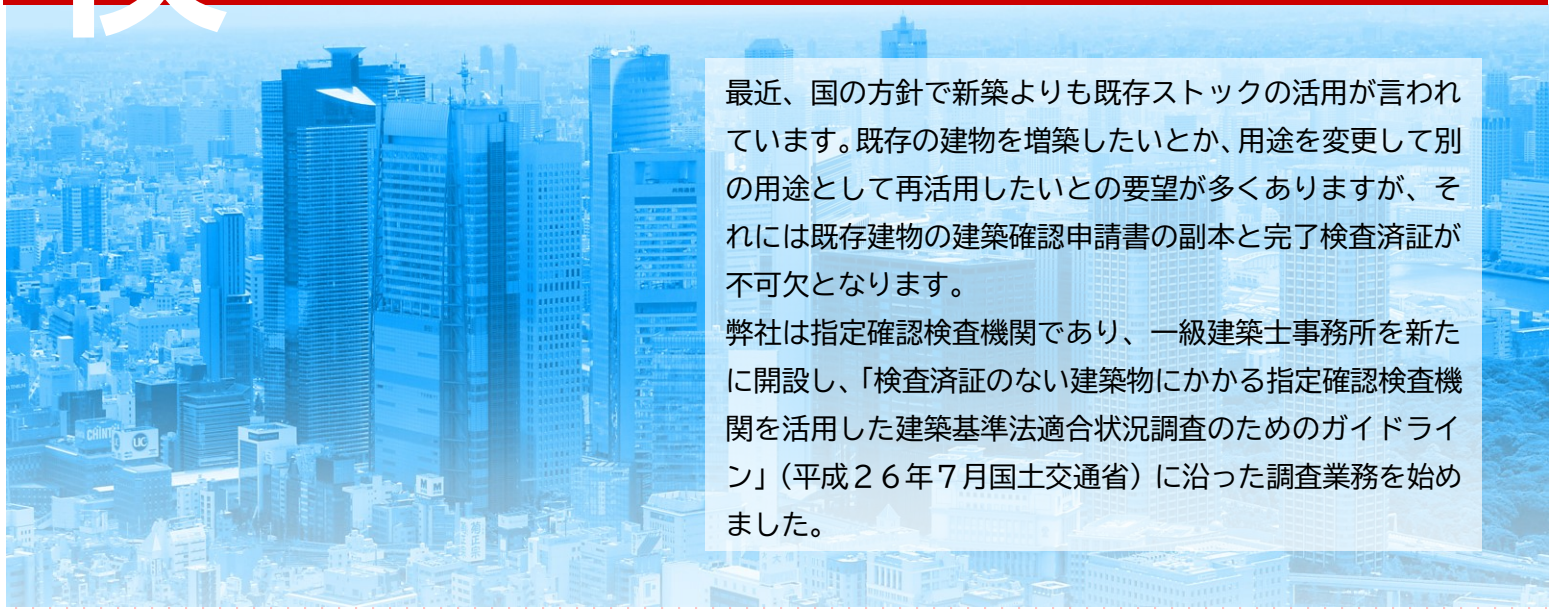

最近、国の方針で新築よりも既存ストックの活用が言われています。既存の建物を増築したいとか、用途を変更して別の用途として再活用したいとの要望が多くありますが、それには既存建物の建築確認申請書の副本と完了検査済証が不可欠となります。

弊社は指定確認検査機関であり、一級建築士事務所を新たに開設し、「検査済証のない建築物にかかる指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」（平成２６年７月国土交通省）に沿った調査業務を始めました。

調査業務の実施（躯体調査の実施）

ガイドラインに必要な資料は、工事中の工事監理報告書に添付されている様なものですが、現地で目視での確認ができるものはいいですが、目視できない構造躯体の強度や背筋状況等は苦慮します。下記の調査に関するコンサルティング業務が生じる場合は、業者をご紹介することも可能です。

■主とした業務

▷構造躯体の強度確認
▷構造躯体の配筋状況確認
▷コア抜き試験
▷掘削手斫りによる配筋状況確認
▷磁気探査による鉄筋本数・間隔確認等、

目視等にて調査できるものを含め、建築基準法第 12 条 5 項の報告書としてまとめる。これらの業務は一級建築士事務所で可能な業務ですが、弊社は指定確認検査機関としての名前を持つ会社のため、より信頼性のある第三者機関として活動しております。

ガイドライン調査フロー

弊社への調査依頼

弊社業務

設計者(代理人)の業務依頼者(発注者) → 必要図書の準備 → 特定行政庁との協議 → 躯体調査の実施 → 図上調査の実施 → 現地調査の実施 → 依頼主に報告書提出 → 特定行政庁と協議 → 是正内容の確認 → 依頼者へ是正確認報告書 → 増改築等の確認申請

株式会社日本確認検査センター

大阪市中央区北浜 3-1-21 松崎ビル 6F
Tel.06-6231-1950　Fax.06-6231-1951
E-mail info@nikkaku.jp
URL https://www.nikkaku.jp

営業時間　9：00～17：00
（土曜～16：00）
定休日　日曜・祝日
相談窓口　嶋﨑（シマザキ）